

議案第 3 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 17 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「平成31年度分、令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。